

2024年度（2023年度実績）事務事業マネジメントシート（簡易）

総合計画
施策番号 5-2-2

事務事業名	固定資産税賦課事務	所属部門	住民税務課	資産税係
町長公約				
簡易シートを選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金のみの事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input checked="" type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業 <input type="checkbox"/> 成果の説明に反映しない			

〔事業の概要・現状・課題〕

●事業の概要・現状

土地、家屋及び償却資産の課税基礎である評価額を決定し、納税義務者調査、減免確認、課税計算等を行い、納税通知書を発送する。

土地)分筆・所有権移転等の異動整理、新路線価の調査、現地確認を行う。

家屋)未評価家屋の調査及び評価、減失家屋等の現地確認、所有権移転等の異動を行う。

償却資産)新規事業者の調査、申告書発送、申告受付、異動入力、現地確認等を行う。

●課題

・固定資産税は、当年の1月1日に固定資産を所有している者に課税する。しかし、納税通知書発送前に所有者が亡くなっている場合は、相続人代表者に納税通知書を送付することになるが、相続人代表者の特定に時間がかかるケースが多くなっている。また、所有者が亡くなった後に、固定資産の所有権移転登記がなされないことが相続放棄する件もあり、将来的に所有者不明の固定資産が増えることが懸念される。

・償却資産は納税者の提出する申告書をもとに賦課を行っているが、適正に申告をしていないと思われるものがある。

・令和6年度は評価替年。次期評価替年は令和9年度。

〔2024年度及び2025年度以降の方向性・課題の解決方法〕

・宅地の新規造成による住宅の増加に加え、空き地や既存の住宅を解体した跡地の分筆及び住宅の新築が増えており課税にかかる取扱いデータ数は今後も増加する見込み。

・相続登記を促すため、住民窓口係で配付する窓口案内文書「死亡に関する主な手続き」に相続登記や未登記家屋の所有権移転について記載し、相続による所有権移転の説明資料を配付し周知・勧奨した結果、以前より相続の手続きをする方が増えており、周知・勧奨の成果を感じている。

また、不動産登記法の改正により、令和6年度から相続登記の義務化がスタートしたため、土地家屋の相続に関する町民からの相談の際は丁寧に説明していく。

・地方税法の改正により、令和3年度課税から「使用者を所有者とみなす制度」の拡大が適用されたため、本制度も活用しながら賦課事務を進めていく。（令和3年度から1件該当あり。）

・償却資産については、経営規模や登録状況から不適正と思われるものを抽出し、税務署への申告資料等を活用し、引き続き是正していく。

・住民窓口係を中心に、「楽らく窓口」の取り組みを積極的に進める。

内訳		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事業費	国・道支出金	円						
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円	16,150	16,150	14,200	0	0	0
	一般財源	円	4,023,571	12,666,679	11,286,703	2,694,000	12,683,000	11,301,000
	事業費計	円	4,039,721	12,682,829	11,300,903	2,694,000	12,683,000	11,301,000